

# 誰もが安心して暮らすために

門真市では約15人に1人の割合で障がい者手帳を持つ人が暮らしています。地域で支え合い共生していく社会を築くため、障がいのことを正しく理解し、1人ひとりができることを考えましょう。

12月3日～9日は障がい者週間

問合せ先 障がい福祉課  
☎06(6902)6054  
☎06(6902)6154  
FAX 06(6905)9510

## 障がいの種類

### わたしたちにできること



#### 肢体不自由

- ・不必要に障がい者専用駐車スペースを利用しない
- ・車いす利用者が移動できずに困っていたら声をかける

#### 視覚障がい

- ・白い杖を持つ人が困っていたら声をかけ、段差や階段など危険な場所は的確に伝える
- ・位置は「9時の方向」など時計の文字盤で説明する

#### 聴覚障がい

- ・手話や筆談、「筆談アプリ」などのコンテンツを利用して意思を伝える
- ・口の動きをゆっくり、はっきり示す(読話)

#### 発達障がい

- ・「あそこ」「あとで」など曖昧な表現は避け具体的に説明する
- ・ゆっくりと穏やかに、はっきりとした言葉で話す

#### 内部障がい・難病

- ・外見では気づきにくいいため、電車などでヘルプマークを付けている人がいたら座席を譲る

#### 精神障がい

- ・不安を感じさせないよう、穏やかな対応をする
- ・会話中に言葉を遮ったり急かしたりせず、じっくりと聞く

#### 知的障がい

- ・説明する時はひらがなやふりがな、絵や図を使って具体的に伝える
- ・パニックを起こしても強引に押さえつけず、静かに見守る

## ご存知ですか マークの意味



#### ヘルプマーク

外見から分からなくても、援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク

### コロナでマスクが手放せない時期だからこそ知ってほしい



#### 手話マーク

「手話で話せる人がいます」「手話で対応をお願いします」



#### 筆談マーク

「筆談で対応します」「筆談で対応をお願いします」



#### 耳マーク

聞こえが不自由なことや、聞こえない人への配慮を表すマーク

※市ホームページでダウンロードできるマークがあります

## 障がいのある人や家族を支える関係団体を紹介します

団体名	問合せ先
門真市身体障害者福祉会	中井 ☎072(881)5740 FAX
門真市視力支援協会	城本 ☎06(6904)0220
門真市ろうあ部会	岩本 FAX06(6903)4453

身体障がい者の社会参加の機会を充実させることにより身体障がい者の更生援助を図るとともに、福祉の向上、会員相互の連携・協調を図ります。

特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会	東野 ☎090(9278)9238 FAX06(7161)3968
-----------------------	--------------------------------------

知的障がいや発達障がいのある人とその家族が、差別のない地域生活ができるよう理解・啓発に努め、暮らしに役立つ情報提供を行うとともに、会員の親睦を図ります。

門真クラブ	三木 ☎06(6900)2503
-------	------------------

交流会などのイベントを実施し、市が定期的に行う会議や理解促進事業へ参加するとともに会員相互の親睦を図ります。

もりかど家族の集い	中安 ☎090(8752)0673
-----------	-------------------

社会復帰や心の病の軽減、家族を元気にするため、気にかかること、苦勞していることなどを話し合うとともに、障がい者に対する行政の動向や法律を勉強します。

## ふれあいキャンペーン

市では障がいや障がいのある人について皆さんの理解や認識を深めるための啓発活動を行います。  
とき 12月3日(休)午後1時30分～2時30分  
ところ 京阪古川橋駅周辺  
内容 駅前清掃活動、障がいのある人が心を込めて手作りした製品の展示など



## ふれあいコーナー

ふれあいコーナー(保健福祉センター内)は、障がいのある人が地域の皆さんと交流ができる場として、門真市手をつなぐ育成会が運営しています。  
◆DVD「八日目」の上映会  
とき 12月3日(休)午前10時～正午



障がいに関する「支援グッズ」の展示や専門図書の貸出ができます

## 相談してください

障がい者基幹相談支援センター えーる (桑才新町24-2)  
総合的・専門的なアドバイスを行い、地域で暮らし続けるための支援をします。  
問合せ ☎06(6901)0101 FAX 06(4967)5554

障がい者虐待防止センター (桑才新町24-2)  
18歳～64歳の障がい者が虐待を受けた場合の相談を受け付けています。  
問合せ ☎06(6901)0202 FAX 06(4967)5554

障がい者相談支援事業所 あん (宮野町2-20東栄ビル3階)  
こころの病を持つ人が安心して生活できるようお手伝いします。  
問合せ ☎072(885)9999 FAX 072(885)1140

障がい者相談支援センター ジェイ・エス (保健福祉センター内)  
身体・知的障がいのある人が安心して生活できるようお手伝いしています。  
問合せ ☎06(6901)3041 FAX 06(6901)3042

障がい福祉課 (市役所別館1階)  
障がい者や難病患者などの在宅生活、施設入所などの相談を受け付けています。手話通訳がいます。  
問合せ ☎06(6902)6054 ☎06(6902)6154 FAX 06(6905)9510



気軽に相談してください

「えーる」の職員